

屋外広告物許可申請に必要なもの一覧(新規)

1. 全ての屋外広告物許可申請で必要となるもの

郵送提出可

※事前相談済のものに限る
※書類は正副2部必要

- ◆申請書(第1号様式)・・・別紙(表)(裏)を含む
- ◆付近状況図・・・屋外広告物を設置する建物の場所とその周辺の状況がわかるもの
※野立て広告物については、隣の野立て広告物の名称・相互間の距離・規制道路・鉄道からの距離を記入すること
- ◆屋外広告物のデザイン図・・・屋外広告物のサイズ、色、材質等が明記されているもの
※照明・ネオン等を使用した場合は夜の見え方がわかるものを添付すること
※車体利用広告の場合は「車体広告審査委員会審査済」の押印済のものであること
- ◆設計図・・・屋外広告物と建築物の位置関係がわかる立面図・屋上平面図・断面図
※各必要図には屋外広告物の位置・面積・高さ・構造等も明記すること
※照明・ネオン等を使用する場合は配置図も添付すること
- ◆屋外広告業登録通知書(写)・・・屋外広告物の施工者が東京都で屋外広告業の登録を受けていることを証するものの写し
- ◆手数料・・・広告物の種類・規模によって異なる(申請時に区が納付書を発行)

2. 条件により1に追加して必要となるもの

1 委任状(自由書式)

申請者が申請手続きを他人(屋外広告物管理者、広告代理店等)に委任する場合

2

屋外広告物管理者の資格証書(写)

屋外広告物が下記に該当する場合、屋外広告物管理者を設置
①1つ10㎡を超過または高さが4mを超過する広告塔・広告板
②アーチ ③装飾街路灯の何れかである場合
※屋外広告物管理者となるのは、屋外広告士、建築士、電気工事士、第1-3種電気主任技術者、ネオン工事特殊電気工事資格者

3 工作物確認証(写)

屋外広告物の高さが4mを超過した場合(建築課建築係 Tel.3647-9743)

4

承諾書(自由書式)

他人の土地、建築物等を借りて誘導広告や野立て看板等を掲出する場合

5 道路占用許可書(写)

広告物を道路上(上空含む)に掲出する場合
区道上に掲出→道路課道路占用係 Tel.3647-9689 都道上に掲出→東京都第五建設事務所 Tel.5875-1398
湾岸道路上に掲出→東京湾管理事務所 港湾道路管理課 Tel.5463-0223
国道上に掲出(京葉道路)→東京国道事務所(亀有) Tel.3600-5541
国道上に掲出(湾岸道路)→東京国道事務所(品川) Tel.3799-6315

車検証(写)、屋外広告物等に係る意匠等作成経過報告書(何れも車体広告のみ)

6 車検証は現在有効なもので「使用の本拠地」が江東区内住所であること

景観配慮事項説明書(写)、適合通知書(原本)

7 下記3(1)に該当する場合は「景観配慮事項説明書(写)」、3(2)に該当する場合は「適合通知書(原本)」が必要

3. 下記に該当する場合は、許可申請の前に事前相談が必要です

(1) 広告塔・広告板の新設や増設で、屋外広告物の合計面積が10㎡以上※1→都市計画課景観担当(Tel.3647-9183)

(2) 設置場所が広告協定地区(青海1~2丁目、有明2~3丁目)に該当→広告協定委員会(Tel.番号は管理課に問合せ)

※1 深川万年橋、亀戸、深川門前仲町周辺の景観重点地区は5㎡以上



ご不明な点は土木部管理課管理係まで Tel.3647-9627